

# 共済の あゆみ



宮城県市町村職員共済組合

CONTENTS	平成30年度決算のあらまし	P2
	被扶養者資格確認調査	P6
	標準報酬月額の時給決定	P7
	特定健診のお知らせ	P8
	ジェネリック医薬品でお薬をお得に	P9
	傷病手当金	P10
	遺族附加年金事業のお知らせ	P12
	ストレスチェック活用術	P13
	物資事業のお知らせ	P14
	貯金事業のお知らせ	P15
	年金制度について	P16
	令和元年度退職予定者説明会開催予定	P17
	他県保養施設のご紹介	P18
共済組合職員募集のご案内	P19	

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>



オクトパス君

表紙写真  
ご紹介

## 南三陸町 生涯学習センター開館！

平成31年4月25日(木)に南三陸町生涯学習センターが開館しました。

FSC国際認証を取得した南三陸産材をふんだんに使った木造平屋建ての建物です。

災害復旧事業による震災後最後の公共建築施設です。豊かな暮らしを主体的に創造する地域を支えるコミュニティ醸成の拠点施設を目指します。



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

# 決算のあらまし

◎組合を構成する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

◎組合員数・被扶養者数

一般組合員	… 16,838人	(前年度比較 34人)
市町村長組合員	… 32人	( // 1人)
特定消防組合員	… 1,816人	( // △6人)
市町村長長期組合員	… 2人	( // △1人)
船員一般組合員	… 9人	( // △1人)
計	… 18,697人	( // 27人)
任意継続組合員	… 263人	( // △35人)
被扶養者	… 15,952人	( // △298人)

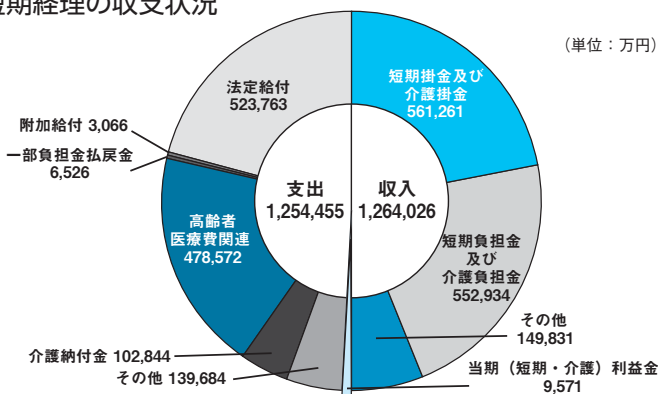
◎経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

経理名	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)	収支差引額の処分	
短期	短期分	11,590,752	11,515,496	75,256	積立金へ
	介護分	1,049,514	1,029,058	20,456	繰越欠損金と積立金へ
厚生年金保険	24,473,715	24,473,715	0		
退職等年金	1,566,496	1,566,496	0		
経過の長期	166,056	166,056	0		
退職等年金 預託金管理	4,639	4,639	0		
経過の長期 預託金管理	17,459	17,459	0		
業務	375,630	369,866	5,764	積立金へ	
保健	363,348	400,879	△ 37,531	積立金で補てん	
宿泊	363,728	361,783	1,945	積立金へ	
貯金	527,209	458,301	68,908	欠損金補てん積立金へ	
貸付	33,818	35,273	△ 1,455	積立金で補てん	
物資	14,285	11,776	2,509	積立金へ	

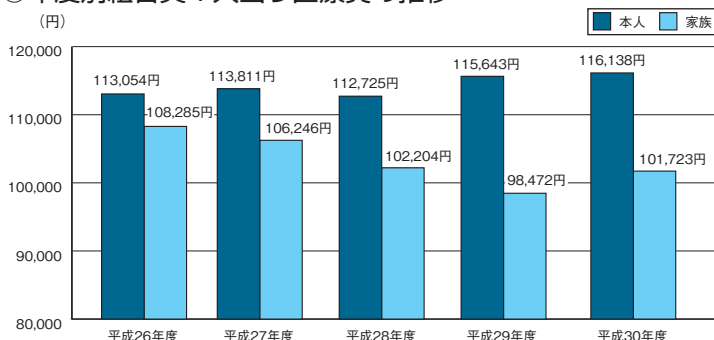
◎短期経理の収支状況

(単位：万円)



◎年度別組合員1人当り医療費の推移

(円)



## 総括事項

去る6月4日に開催された第175回組合会において、平成30年度決算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

組合員数は横ばい傾向にありますが、中長期的には組合員数、標準報酬月額の見込み減少が見込まれ、今後は厳しい事業運営が予想されます。

## 短期経理

この経理では、組合員と被扶養者の皆様の医療費等の支払いと、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、介護納付金などの支払いを行っております。

掛金・負担金の収入については、短期給付財源率の引下げに伴い減少し、全体の収入についても前年度と比べ1億7,631万円減の12億4,026万円となりました。

一方、支出については、法定給付(医療費等)が前年度と比べ1億5,112万円増加し、また、介護納付金も前年度に比べ、5,107万円増加したこと等により、全体の支出は前年度と比べ4,541万円増の12億5億4,455万円となりました。

短期分で7,525万円の当期短期利益金が生じたので298万円を欠損金補てん積立金へ積立して、7,227万円を短期積立金へ積立しました。介護分では2,045万円の当期介護利益金が生じたので、199万円を

介護繰越欠損金に充当し、1,846万円を介護積立金へ積立てました。

## 厚生年金保険経理 退職等年金経理 経過的長期経理

長期給付(年金)事業は、市町村連合会で一元的に処理しているため、各市町村職員共済組合の年金事業経理(厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理)は、掛金(保険料)・負担金の徴収と連合会への納付を行っております。このため、収支につきましては、当期における損益は生じません。

厚生年金保険経理は、公的年金として1・2階部分に相当する部分の費用を徴収しており、平成30年度の保険料・負担金の収納額は244億7,371万円となりました。

退職等年金経理は、被用者年金一元化により廃止された共済年金の職域年金(3階部分)に代わり創設された退職等年金(年金払い退職給付)の掛金・負担金を徴収しており、平成30年度の収納額は15億6,649万円となりました。

経過的長期経理は、被用者年金一元化前に発生した公務上障害及び公務上遺族給付等の費用に係る負担金を徴収しており、平成30年度の収納額は1億6,605万円となりました。

## 退職等年金預託金管理経理 経過的長期預託金管理経理

市町村連合会から年金積立金の一部を預託され、運用を行っている経理です。

運用としては、所属所が起債する縁故地方債の引受け及び貸付経理への事業原資の貸付けを行っており、組合員の福利厚生事業の重要な財源として活用しております。平成30年度の運用益は退職等年金預託金管理経理が463万円、経過的長期預託金管理経理が1,745万円です。

## 業務経理

全額を市町村連合会に支払いました。

この経理では、短期給付や長期給付の事業を行うために必要な人件費や事務費等を賄っております。

収入については、地方公共団体からの負担金(組合員1人当り12,220円)と短期経理より繰入等で、前年度と比べ1,799万円増の3億7,563万円となりました。

一方、支出については、前年度と比べ

## 保健経理

この経理では、短期経理(医療給付)の補完的業務として、また組合員とその家族の疾病予防、健康の維持増進を目的とした事業を行っております。

1,613万円増の3億6,987万円となりました。

収支決算の結果、576万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積立てました。

## ◎保健事業の概要

(単位：千円)

項目	決算額	概要
保健	人間ドック助成	130,052 30歳以上の組合員 4,748人に助成
	脳検診助成	14,092 40歳以上の組合員 1,568人に助成
	乳がん・子宮がん検診助成	17,421 組合員を対象に助成 乳がん健診 2,788人 子宮がん検診 3,644人
	前立腺がん検診助成	496 50歳以上の男性組合員 523人に助成
	生活習慣病リスク保有者に対する受診勧奨	87 血糖高値者への受診勧奨 141人 血圧高値者への受診勧奨 68人
	医薬品配布	1,892 職場用救急箱補充薬品を配布
	メンタルヘルス電話相談	1,815 メンタルヘルスに関する電話相談 電話相談 180件 面接相談 44件
	メンタルヘルス講座講師派遣等助成	1,459 所属所主催のメンタル講座の講師費用を助成又は講師を派遣 費用助成 6所属所 25回 講師派遣 11所属所 20回
	インフルエンザ予防接種助成	14,897 65歳未満の組合員と被扶養者 14,907人に助成 (うち組合員 8,380人)
	禁煙補助助成	16 らくらく禁煙コンテストの参加組合員 4人に助成
小計	182,227	
保養	宿泊施設利用助成	32,429 パレス松洲利用者12,593人(うち永年動続退職利用者456人)、委託保養所利用者699人、全国他組合宿泊施設利用者143人に助成
	特定期間宿泊施設利用助成	1,050 宿泊施設(3部屋)を特定期間借上げし、98組(264人)に助成
	小計	33,479
表彰	健康優良組合員表彰	4,229 組合員及び被扶養者とも1年間(平成29年1月から同年12月)医療給付を受けなかった組合員 710人を表彰
	球技大会助成	3,493 野球、バレーボール、卓球大会の県大会の開催及び地方予選会費用助成
広報	広報誌発行	713 「宮城共済のおゆみ」を全組合員に配布
	医療費通知	844 該当組合員に当年度の医療費・薬剤費の支払状況等を通知(年2回)
	後発医薬品知差額通知	54 該当組合員等に薬剤費節減に役立つ後発医薬品との差額を通知(年2回)
	その他	370 がん検診リーフレットを全組合員に配布
小計	1,981	
生活支援	新生活支援図書	6,086 婚姻した組合員359人に新生活支援図書及びパレス松洲招待券を配布(うちパレス松洲利用294組)
	育児支援図書	1,058 第一子目を妊娠または出産した組合員及び被扶養配偶者181人に育児図書を配布
	小計	7,144
講座・セミナー	ライフプランセミナー	2,644 退職準備型 7回開催 491人 生涯生活充実型 2回開催 75人
	メンタルヘルス講座	792 4回開催 114人
	心と身体健康セミナー	169 2回開催 73人
	健康管理研修	78 1回開催 52人
	対象研	
	生活習慣病予防セミナー	179 1回開催 66人
	小計	3,862
特定保健指導	特定健康診査	10,681 40歳以上74歳以下の被扶養者及び任意継続組合員1,566人が受診(うち被扶養者1,487人)
	特定保健指導	9,295 動機付け支援 523人 積極的支援 668人
	小計	19,976
レセプト内容審査	583 診療報酬明細書(レセプト)を専門審査機関へ委託し、内容診査を行う。	
柔整レセプト内容審査	1,598 柔道整復施術療養費支給申請書(柔整等レセプト)を専門審査機関へ委託し、内容審査を行う。	
合 計	258,572	

平成30年度で実施しました事業の概要は別表のとおりですが人間ドック助成、特定健康診査等の検診助成のほか、保養所利用助成、健康優良組合員表彰や各種講座の開催など、様々な事業を実施しておりその事業費総額の78・20%が、疾病予防等を目的とする保健関係及び特定健診・保健指導の支出で、占められています。

収入については、前年度と比べ129万円増の3億6,335万円となりました。

一方、支出については、人間ドック助成等の厚生費が2億1,927万円となったほか、宿泊経理への繰入等と合わせ、前年度と比べて1,024万円増の4億80万円となりました。

収支決算の結果、3,753万円の当期損失が生じたので、積立金を取り崩して充当しております。

なお、平成30年度が積立金の活用による財源率引き下げ終了年度となっておりますが、更に延長し、令和3年度まで継続することになりました。

## 貯金経理

この経理では、組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利率で還元しております。

貯金者数は、前年度と比べ103人減

の10,211人となったものの、貯金残高は16億376万円増の462億9,214万円となりました。

収入については、金融情勢の低迷による厳しい運用環境が続いており、前年度よりも5,624万円減の5億2,721万円となりました。

一方、支出については、貯金残高が毎年増加しており、支払利息が前年度よりも1,333万円増となったものの、他の支出が減少したため、1,491万円減の4億5,830万円となりました。

収支決算の結果、6,891万円の当期利益が生じたので、全額欠損

### ◎組合員貯金の状況

区 分	平成30年度末
貯 金 額	46,292,137,664円
貯 金 者 数	10,211人
貯金者1人当り貯金額	4,533,555円
組 合 員 加 入 率	54.61%
支 払 利 率	1.00%

### ◎新規貸付の状況

貸付の種類		件数	金 額	割 合
普 通 貸 付		10件	10,410千円	4.43%
住 宅 貸 付		17	78,300	33.35
在宅介護対応住宅貸付		1	3,000	1.28
災 害 貸 付	新規貸付	家 財	—	—
		住 宅	—	—
	再 貸 付	—	—	—
	特例災害新規貸付	1	18,000	7.67
特例災害再貸付		—	—	—
特 別 貸 付	医 療 貸 付	—	—	—
	入 学 貸 付	35	50,820	21.64
	修 学 貸 付	48	64,560	27.50
	結 婚 貸 付	8	9,710	4.13
	葬 祭 貸 付	—	—	—
高 額 医 療 貸 付		—	—	—
出 産 貸 付		—	—	—
合 計		120	234,800	100.00

平成30年度末貸付残高 2,759,619,015円

金補てん積立金に積立てました。

なお、平成30年度の平均運用利回りは、年1・11%(前年度は1・21%)となりました。

## 貸付経理

この経理では、組合員の皆様が、住宅の建築資金やご結婚、入学・修学など、臨時の支出を必要とするときに、退職等年金預託金管理経理及び経過的長期預託金管理経理から借り受けした資金により貸付を行っております。

平成30年度の貸付状況は、件数・金額ともに減少しており、前年度と比べ総件数では135件減の1,471件、貸付金総額では、3億5,168万円減の27億5,962万円となりました。支出については、組合員貸付金残高の減少に伴い支払利息が前年度と比べ3,010万円減の2,016万円となり、全体では3,041万円減の3,527万円となりました。

収支決算の結果、145万円の当期損失が生じたので、積立金を取り崩して充当しております。

## 物資経理

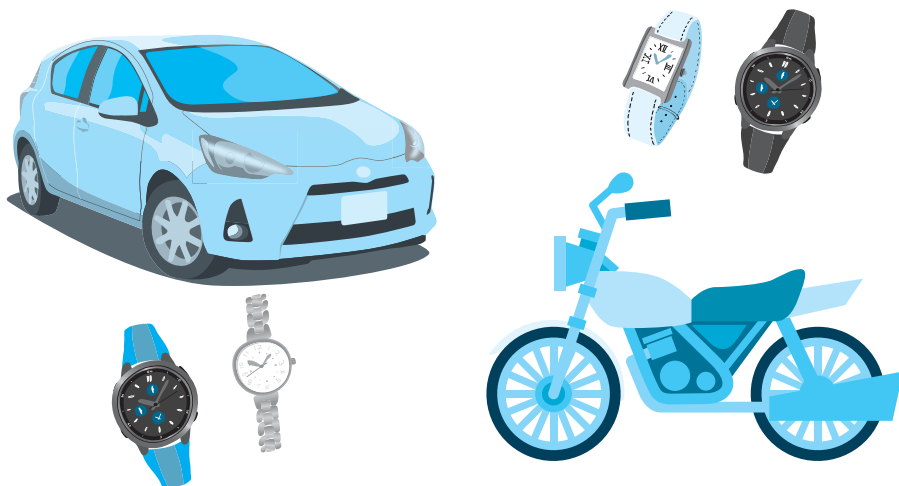
この経理では、共済組合が指定する販売店で組合員の皆様が購入された自動車や時計・貴金属等の代金を貯金経理から借り受けした資金により立て替えてお支払いしております。

平成30年度の立替状況は、ご利用いただいた方の99%が自動車購入によるもので、立替総件数は、前年度と比べ42件減の623件、立替金額では、6,386万円減の6億6,290万円となりました。

### ◎新規立替の状況

販売品目	件数	金額	割合
自動車	116件	215,150千円	99.66%
時計・貴金属等	6	727	0.34
合計	122	215,877	100.00

平成30年度末物資立替残高 662,902,618円



収入については、販売店からの受託商品手数料及び利用者の皆様にお支払いいただく立替手数料等を合わせ、前年度と比べ468万円減の1,429万円となりました。

一方、支出については、貯金経理への支払利息等が、前年度と比べ610万円減の1,178万円となりました。

収支決算の結果、251万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積立てました。

## 宿泊経理

この経理では、保養所「パレス松洲」の経営を行っております。

収入については、宿泊、休憩、会議、宴会等による施設収入が主なもので、平成30年度は、宿泊利用で年間503名減少したものの、日帰り利用で年間1,738名増加し、施設収入で210万円増加しました。商品売上等も含め前年度と比べ218万円増の3億6,373万円となりました。

一方、支出については、前年度と比べ608万円増の3億6,178万円となりました。

収支決算の結果、195万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

### ◎パレス松洲収入の部門別内訳

部門	金額	割合
宿泊	211,204千円	77.36%
休憩	523	0.19
宴会	42,029	15.39
会議	7,506	2.75
商品売上	11,769	4.31
合計	273,031	100.00



# 被扶養者の資格確認調査を実施中です。

共済組合では、組合員の被扶養者として認定されている方について、その認定要件を満たしているか確認するため、今年度も次のとおり資格確認調査を実施中です。組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## ●調査対象者

平成31年4月1日時点で被扶養者に認定されている18歳以上の方全員を対象とします。

また、父母・祖父母等のうち、どちらか1人が扶養認定を受けている場合、夫婦の合算収入が認定要件の確認対象となるため、認定されていない父母・祖父母等についても調査対象とします。

## ●調査方法

令和元年6月末に、調査対象となる方を扶養している組合員に対し、「被扶養者資格確認届書」を共済事務担当課を通じて送付しています。この届書用紙がお手元に届きましたら、所定事項を記入し、必要書類とあわせて、定められた期日までに共済事務担当課あてに提出してください。

## ●被扶養者資格の取消要件

### ・年金受給者の方

年額180万円以上の年金を受給している方

### ・パート等で勤務している方

恒常的に月額108,334円以上の収入がある方

### ・事業所得（農業・営業等）のある方

確定申告の結果、総収入額から必要経費を控除した後の所得金額が、認定限度額の年額130万円以上（60歳以上の年金受給者の方は年金収入額と合わせて年額180万円以上）の所得になっている方

※被扶養者認定上で控除できる必要経費は、税法上の必要経費とは異なりますので、ご注意ください。

### ・雇用保険の失業給付待機期間中・受給延長期間中の方

日額3,612円以上の失業給付の支給が開始された方

### ・夫婦合算対象者の方

父母・祖父母などで、どちらか1人が被扶養者として認定されている場合、夫婦2人の所得（扶養認定上の所得）合計額が夫婦合算の認定限度額を超えている方

※夫婦合算の認定限度額につきましては、各所属所共済事務担当課にお問い合わせください。

## ●その他

○ 以上の取消要件に該当している場合は、その取消要件に該当した日に認定取消になります。

○ 調査対象者が、既に取消要件に該当されているときは、速やかに被扶養者取消申告書を提出し、組合員被扶養者証を返納してください。

○ 認定取消日以降の共済組合が負担した医療費及び給付金等は、後日返還していただきます。



## ●調査対象となる被扶養者と必要書類

調査対象者	必要書類
大学または専門学校の学生	在学証明書または身分証明書の写
無職無収入の方	平成31年度の所得証明書
給与所得者（パート、臨時職員等）	給与等支払証明書、または平成30年分源泉徴収票の写及び平成31年1月から6月までの給与明細書の写
事業所得者（農業、商業等）、利子、家賃等の収入のある方	平成30年分確定申告書の写及び収支内訳書の写
各種年金収入のある方	最新の年金額改定通知書の写
組合員と別居している方 (学生及び施設入居者は除く)	①仕送り状況申立書 ②仕送りをしていることがわかる書類 ○送金（振込み）による場合 金融機関の振込受領書またはATM利用明細書等の原本 ○現金での手渡しによる場合 仕送り額等報告書

※詳しくは届書の裏面をご覧ください。なお、上記の必要書類以外にも、調査対象者の扶養状況等により追加書類を提出していただくことがあります。

# 9月は標準報酬月額の時決定が行われます

## 標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金（保険料）・負担金や短期給付の給付額、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付（退職等年金給付）の額における算定の基礎となるもので、組合員のみなさまの受ける報酬月額（基本給+諸手当）に基づき決められます。

## 時決定とは

すでに決定されている共済組合掛金等の計算の基となる標準報酬月額と組合員のみなさまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額を決定するものです。

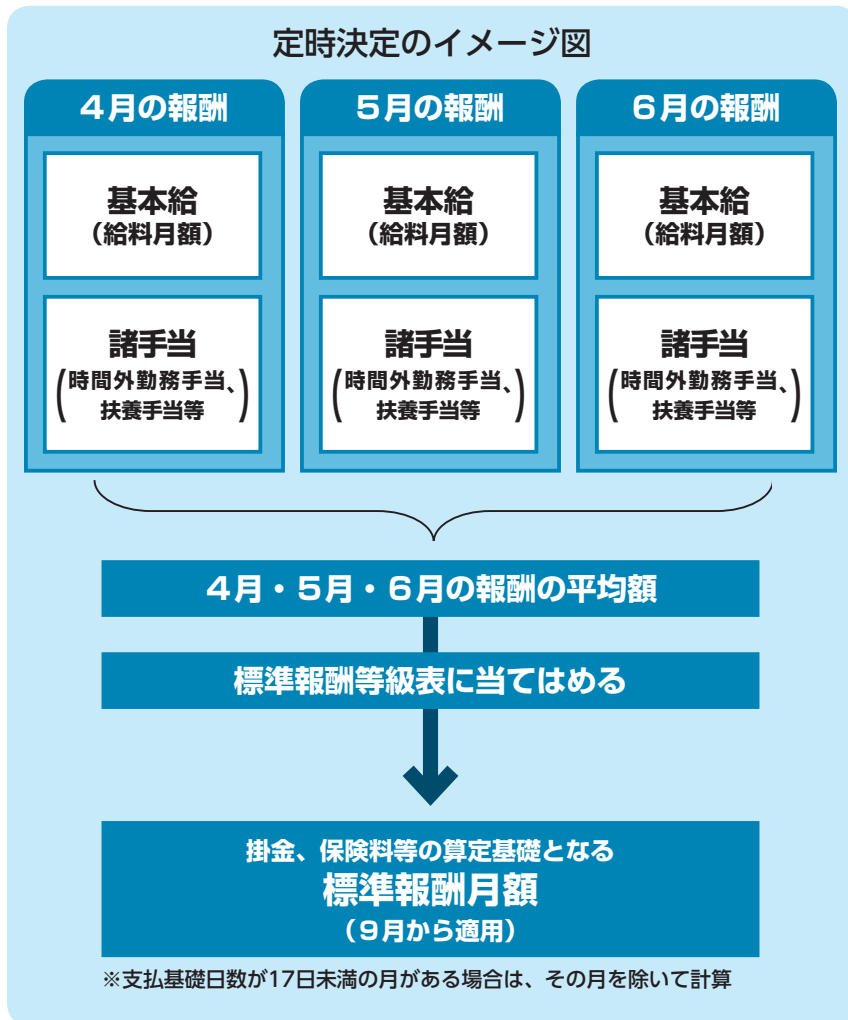
## 時決定のしくみ

7月1日時点で組合員である方が、時決定の対象となり、4月から6月までに受けた報酬月額（基本給+諸手当）の平均額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。（標準報酬等級表は、本組合ホームページの「共済のしおり」、「掛金と負担金」欄をご覧ください。）

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金等の算定の基礎になりますが、以下の方はその年の時決定の対象外です。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方（その予定のある方を含む。）

## 時決定のイメージ図



## 年間平均で算定する場合（保険者算定）

時決定の際に、基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて高く、通常の方法で報酬月額の算定を行うと著しく不当であると認められる場合（次の①②のいずれにも該当する場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、年間平均により標準報酬月額を決定（保険者算定）することができます。

- ① 4月から6月までの報酬の平均額により算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの報酬の平均額により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること
  - ② その時期は繁忙期のために例年時間外勤務が増える等その状態が毎年発生するものであると見込まれること
- ※ 「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。

## 標準報酬月額の改定

時決定後、9月以降に基本給や扶養手当などの毎月定額で支払われる部分の額（固定的給与）が変更されたことにより随時改定の対象となった場合や、育児休業等終了時改定または産前産後休業終了時改定があった場合は、その都度、標準報酬月額が改定されます。

# 身体に関心！受けよう健診！つかもう安心！ ～小さな負担で大きな安心～

共済組合では、皆さんの健康維持と病気の早期発見・早期治療を目的として人間ドック利用助成や各種がん検診助成等を行っています。

自分は健康だから大丈夫！と思っている方でも、毎日毎日の積み重ねで身体には、何らかの変調が現れてきます。特にそれが病気の芽だとしたら大変です。

そのために、年1回は健診を受け、その結果、気になる数値が見つかったら再検査を受けましょう。必ずしも病気とは限りません！もし、病気だったとしても早く見つければ治療も身体に「小さな負担」で済みます。

また、糖尿病等の生活習慣病のリスクが見つかったときは、特定保健指導で生活習慣の改善をすることによって健康を守れます。

年1回は自分の健康状態と生活習慣を知る機会を作って「大きな安心」を手に入れましょう！

## 人間ドック利用助成

### ドック利用券ご利用ください！

生活習慣病やがんなどの病気は重症化しないと自覚症状が現われません。あなたの健康を守るため、多項目にわたり詳しく検査します。

30歳以上の組合員が契約健診機関で受けられます。自己負担10,000円です。

## 特定健康診査

### ▽必ず受けましょう▽

生活習慣病の発症や重症化を予防します。

40歳以上の組合員・被扶養者が対象です。

- 組合員は職場健診・人間ドック受診でこの健診を受けたことになります。
- 被扶養者の方はお住まいの市町村の特定健診会場・契約健診機関で受診してください。

特定健康診査受診券は5月上旬に共済組合から各所属所へ送っています。無料で受けられます！

## 特定保健指導

生活習慣病のリスクがある方の生活習慣を改善して、あなたの健康を守ります。

リスクのレベルに応じて「積極的支援」「動機付け支援」があります。対象となった方は契約健診機関で指導を受けてください。



## がん検診助成

### 早期発見・早期治療が大切です！

【助成金額】

乳がん検診	2,300円	子宮がん検診	3,100円
前立腺がん検診※	1,000円		
（※50歳以上）			

各がん検診を受けた組合員は、共済事務担当課へお名前の入った領収証を持参し、手続きをしてください。

## 脳検診助成

### 脳の健康状態もチェック！

通常の健康診断等では検査を行わない脳も、定期的にチェックが必要です。

40歳以上の組合員が契約健診機関で受けられます。利用料金によって、7,000円または9,000円助成します。

健診を機に生活習慣を見直しましょう！



### ご注意ください

- 人間ドックは各所属所の30歳以上の方3人に1人を助成対象として利用券を配布しています。対象となった方については、必ず人間ドックを受けていただきますようお願いいたします。
- 脳検診は各所属所の40歳以上の方5人に1人を助成対象として助成券を配布しています。対象となった方については、必ず脳検診を受けていただきますようお願いいたします。
- 人間ドック・脳検診・がん検診は組合員（任意継続組合員を除く）が対象です。



# ジェネリック医薬品でお薬をお得に

## ● ジェネリック医薬品の使用促進について

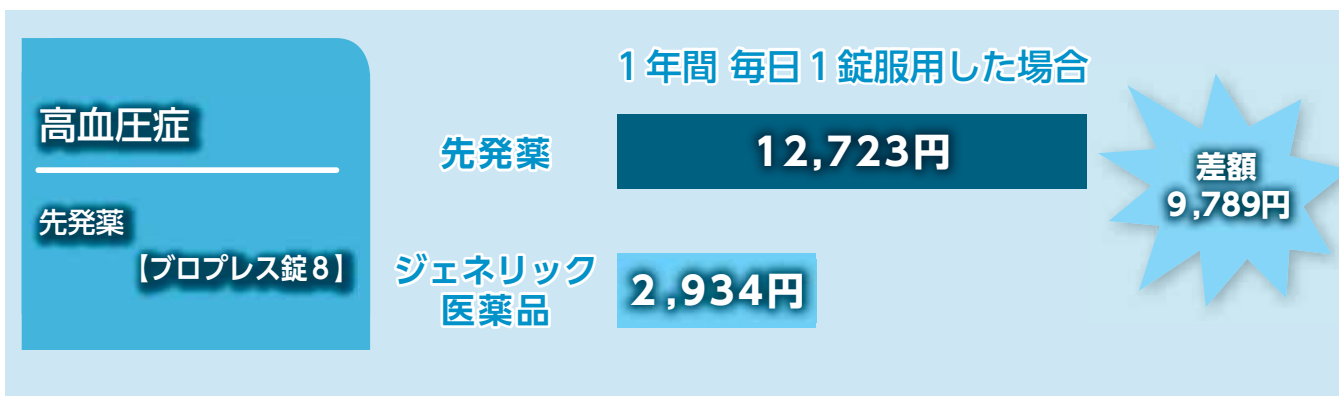
医療機関や薬局でみなさまが支払う自己負担額は医療費の一部で、残りは医療保険者である共済組合が負担しています。

ジェネリック医薬品は、個人のお薬代を節約できるだけでなく、医療保険財政の悪化や、それに伴う短期経理の掛金額（健康保険料）の上昇を抑えることができます。

年々増加する医療費を抑制し、医療保険制度が持続できるよう、ジェネリック医薬品の使用促進にご理解とご協力をお願いいたします。



## ● ジェネリック医薬品と新薬の比較例



※患者負担額が3割の場合で、最も安価なジェネリック医薬品に替えた計算例です。

※調剤薬局によって取り扱っている薬品が異なることがありますので、薬剤師等にご相談ください。

## ● どんな薬にもジェネリック医薬品はあるの

ジェネリックは高血圧や糖尿病など慢性疾患のみならず、風邪などの身近な疾患にも多数存在しています。

ただし、ジェネリック医薬品がない場合や、あっても安くならない場合もありますので、医師や薬剤師に相談して使いましょう。

## ● ジェネリック医薬品への切り替え

医療機関での診察や、薬局で処方箋を提出するときに相談できます。

「ジェネリック医薬品希望シール」をお持ちの方は、保険証やお薬手帳に添付すると便利です。

# 傷病手当金

## 病気やケガで勤務を休み報酬が支給されないとき

組合員が公務によらない病気やケガで勤務を休み、報酬の全部または一部が支給されないとき、傷病手当金が支給されます。

**支給期間** 支給開始日から1年6月(結核性の病気は3年)

**支給日額** 過去1年間の標準報酬月額平均  $\div 22 \times 2/3$

※支給開始月以前の継続した組合員期間が1年未満の支給日額

支給開始月以前の継続した組合員期間  
の標準報酬月額平均

360,000円

(平成30年9月30日時点の全組合員の  
平均標準報酬月額)

のいずれか  
低い額

$\div 22 \times 2/3$

- 支給開始日は、勤務することができなくなった日から4日目以降で、**支給日額**が**報酬日額**を上回った日になります。

**報酬日額** = 日々の勤務に対して支給されるもの(給料月額等)  $\div$  勤務を要する日数 + 月額で支給されるもの(扶養手当等)  $\div 22$

- 報酬の一部が支給されるときは、支給日額から報酬日額を差し引いて支給します。
- 勤務できなかった日数分(週休日を除く)を1ヶ月単位で支給します。

## このような場合は退職後も支給されます！

退職日まで継続して1年以上の組合員期間があって、退職日時点で傷病手当金が支給されているか、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合は、退職後にその傷病により就労できなければ傷病手当金が支給されます。

◎問い合わせ先 保険課給付係 TEL 022-263-6411

# 所得補償保険

病気やケガによって働けなくなったとき、月々の所得を補償します！

- 病気やケガによって、継続して4日を超えて仕事に就けないとき最初の4日間(支払対象外期間)を超える就業不能の期間に対し、1年を限度として保険金をお支払いします。(給料が支給されている場合でも支払われます。)
- 有職の配偶者だけでなく、専業主婦の方も加入できます。専業主婦タイプは、病気またはケガによって継続して4日を超えて入院の場合に最初の4日間を支払対象外期間とし、5日目以降の入院日数に対して保険金をお支払いします。(専業主婦の方は専業主婦タイプにご加入いただけます。)
- 保険金をお受け取りになっても、初年度加入(通算期間設定)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続できます。
- 団体契約による割引が受けられ、個人加入より**20%も割安**で加入できます。
- ご加入の際も医師の診査は要りません。健康告知をお願いします。告知の内容・過去の病歴等によってはご加入をお断りする場合や特別な条件付でご加入いただく場合があります。
- 1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し金としてお返しします。(中途脱退の場合、戻し金はありません。)
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2019年5月現在)



○**保険期間** 2019年6月1日午後4時から1年間 (中途加入もできます。)

○**加入対象者** (被保険者)

- ・宮城県市町村職員共済組合の組合員本人および配偶者 (専業主婦も含まれます。)

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(お問い合わせは下記取扱代理店まで)

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

**有限会社 みやぎ共済** (引受保険会社名: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号

TEL **022-223-0740** FAX **022-215-0785**

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

(土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 S J N K 19-03629 作成日2019年7月2日

## こころの相談ネットワーク **メンタルヘルス相談**

◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を



# 0120-16-9164



- ・携帯電話からも無料でかけられます
- ・組合員とご家族でご利用いただけます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日**9:00~21:00** 土曜日**10:00~18:00** (日・祝日、1/1~3は休み)

共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

### 今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。  
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。  
電話相談は、無料です。

### 直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。  
面接相談は、1回当たり1,000円です。

### 直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。  
相談料は無料です。

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

# 令和元年度 遺族附加年金事業スタート!

組合員の皆様に支えられ実施してまいりました本組合の遺族附加年金事業もおかげさまで平成7年度の事業開始から25年目の年を迎えることができました。

この事業は、団体保険制度ならではの手頃な保険料で、公的遺族年金の補完事業として年金給付型の保険金支払いが受けられる事業です。今年度は、「遺族附加年金事業」の加入者が昨年度より155名増加の9,600名となり、加入率が51.3%となりました。多くの組合員、そしてご家族の方々に本事業の趣旨や必要性をご理解いただいた賜物と、深く感謝申し上げる次第です。

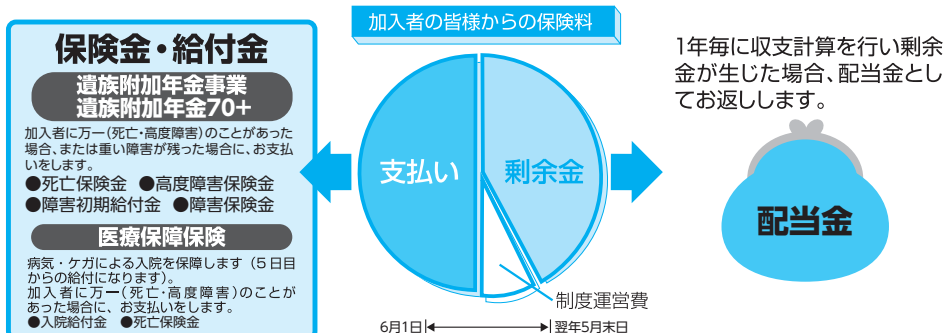
共済組合では、今後も遺族附加年金事業の安定した運営に努め、皆様のご期待に応えられる事業、福祉の向上に役立てられる事業として充実してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事業期間中（令和元年6月1日～令和2年5月31日）に保険金受取人や加入者氏名等の変更が生じた方は、各所属所の共済事務担当課へ申し出てください。

また、加入内容の変更（コース変更、中途脱退等）については、次回更新時（毎年1月中旬～3月上旬）での取り扱いになりますので、あらかじめご了承ください。

## 事業のしくみ

**助け合いの制度です** 加入者が出し合った保険料が給付の財源として使われます。



遺族附加年金事業の配当率は約**28.3%**、遺族附加年金70+は約**37.8%**、  
 医療保障保険は約**26.3%**

### ● 平成30年度の配当金について

遺族附加年金事業では、毎年、事業期間（1年間）ごとの収支決算を行い、その結果生じる剰余金を、配当金としてご加入されている組合員の皆様に還元しております。

平成30年度の配当率は、次のとおりです。

#### ① 予想配当率

- 「遺族附加年金事業」 約28.3%（昨年度 25.9%）
- 「遺族附加年金70+」 約37.8%（昨年度 51.4%）
- 「医療保障保険」 約26.3%（昨年度 25.9%）

※ 令和元年5月31日までの保険金支払状況に基づいて算出しております。その後の支払状況により変動する可能性があります。

※ 事業期間満了前に途中脱退した方への配当金還元はありません。

#### ② 振込の時期

配当金は、8月中旬に加入されている方の給付金等受取口座へお振込みいたします。

## 平成30年度遺族附加年金事業保険金（死亡・高度障害保険金）支払状況

○支払件数 **10件** ○支払金額 **168,500,000円**

組合員の皆様が毎月お支払いいただく貴重な保険料は、この死亡・高度障害保険金等の支払いに充当しております。平成30年度も、ご遺族の皆様にご生活費他の資金として上記の金額をお支払いさせていただきました。加入の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

# 「ストレスチェック活用術」

～ストレスチェック結果を職場のメンタルヘルス活動にどう活かすか～

令和元年5月30日(木)、パレス松洲において、「ストレスチェック活用術 ～ストレスチェック結果を職場のメンタルヘルス活動にどう活かすか～」を開催いたしました。21所属所44名の方にご参加いただきました。

内容は、前半は「ストレスチェックで使用される調査票の理解が大切」ということで、ストレスチェック調査結果を見る時に大切な「どの質問項目から、どの評価ができているか」の詳細な解説後、集団分析・個別結果の活用について教えていただきました。

後半は、「職場環境改善 働きやすい職場づくり」ということで、職場環境改善の具体的な進め方を「職場ドックチェックシート」等のツールを活用し、個人作業からグループ討議までの体験を通し学びました。ストレスチェック実施の有無にかかわらず行える職場環境改善のヒントを沢山教えていただきました。



講師 中央労働災害防止協会  
浜谷 啓三 氏



【体験】職場環境改善のための  
グループ討議  
～とても和やかな雰囲気でした～

## ■職場環境改善のまとめ(一部)

- ◆「良い、悪い」ではなく、自分の職場の特徴を知る
- ◆スモールステップ方式により、実施可能な活動から積み上げていく対策を行う
- ◆職場の持つ「強み」に注目し強化する対策を行う
- ◆問題追求型ではなく目標志向型の対策を行う
- ◆対策を検討する際は集団分析結果にこだわり過ぎない 等

～みなさまの健康のためにお役立てください！～

◆◆◆今後のメンタルヘルス関係の講座予定(あゆみ4月号もご参照ください)◆◆◆

日にち	内容	対象
令和元年 7月30日(火)	初めての内容です。 ■講演 「介護と仕事の両立支援セミナー ～親の介護…その前に！～」 ■講話と実技 「呼吸と運動でゆったり、リラックス」	全組合員 被扶養者 組合員家族 等
令和元年 9月25日(水)	昨年度好評でした。今年度も同じ内容で実施します。 ■講演 「ひょっとして発達凸凹！ ～つきあい方を知る～」 ■講話と実技 「コンディショニング体操で心身のマネジメント」	全組合員 被扶養者 組合員家族 等
令和元年 10月3日(木)	昨年度好評でした。今年度も同じ内容で実施します。 ■講演 管理職のためのメンタルヘルスラインケア研修 「メンタルヘルス不調者への復職までの支援」	管理監督者 等
令和元年 10月4日(金)	初めての内容です。 ■講演 「加害者・被害者にならないための セクシャルハラスメント・パワーハラスメントセミナー」 ■講話と実技 「からだを動かし、すっきりリフレッシュ」	全組合員 被扶養者 組合員家族 等

管理監督者、  
衛生管理担当者  
等にお勧めです

# 共済組合の「物資事業」をご利用ください!!

共済組合の物資事業を利用した自動車購入は、大変お得で、簡単手続。

これから、分割払いで自動車購入を考え中のみなさん、ぜひ、共済組合の物資事業(自動車物資)をご利用ください。



## 共済組合の物資事業(自動車物資)は…

- ①立替手数料率が**年利2.0%**と低金利。
  - ②資格取得日から、**[300万円]**までご利用可能(任意継続組合員を除く)。
  - ③給料、ボーナスからの天引きなので「償還滞納」がない。
  - ④連帯保証人、担保設定が不要。しかも提出書類は**「自動車購入票」のみ**で、共済組合の事務担当窓口にて発行を依頼し、物資指定店に渡すだけ。
  - ⑤余裕資金があるときに、立替金残高の**全額又は一部繰上償還が何度でも手数料無料**。
  - ⑥県内主要ディーラーをはじめ、県内48社346営業所で利用可能。 **「いいことばかり」**
- 「平成」から「令和」へ元号が変わった今年、新時代の幕開けを新しい車で始めませんか!

## 自動車物資償還額(例)

◇1回あたりの償還金額例(金額は、年利2.0%の手数料を含んでいます。)

ご利用金額例	償還区分	月賦償還のみ	3倍型ボーナス併用償還	5倍型ボーナス併用償還
<b>200万円</b> (償還回数60回)	定例償還額	35,055円	23,403円	19,157円
	ボーナス償還額	-	70,209円	95,785円
<b>300万円</b> (償還回数84回)	定例償還額	38,302円	25,570円	20,932円
	ボーナス償還額	-	76,710円	104,660円

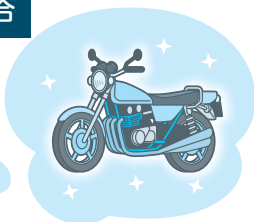
# 「生活必需品」の購入は共済組合の「一般物資」がお得です。



日常生活に必要な物資の購入や買い替えをお考えの方はライフスタイルに合わせた方法で償還可能な、「一般物資」のご利用はいかがですか?

一般物資は「80万円」までご利用可能です。通常、クレジットを分割支払で利用すると、分割手数料がかかりますが、共済組合の一般物資で購入した商品には、**分割の金利手数料が一切かかりません**ので大変お得です。

## 立替金20万円の場合



## 返済例

### 少ない額でゆっくり

毎月払い 3,000円×24月  
ボーナス払い 32,000円×4回

### 少ない回数ですばやく

毎月払い 15,000円×12月  
ボーナス払い 10,000円×2回

## 金利手数料無料

24月以内にご自分で設定した金額で毎月の給料、ボーナスから償還していただきます。(最初の12月で立替金額の2分の1以上、償還していただきます。)

ご利用方法、ご利用可能な店舗や支払方法など、詳しくは、前月号「共済のあゆみ(4月号)」別冊の「物資指定店のご案内」または共済組合ホームページをご覧ください。

## お知らせ

物資指定店の下記2社より、「店舗統合」、「社名変更」の連絡がありましたので、お知らせいたします。なお、「物資事業」の取扱いについては、特に変更がありませんので申し添えます。

- ①「株式会社日産サテオ宮城」の「特販課」が**「中央店」**、「白石店」が**「船岡店」**に店舗統合されました。
- ②「株式会社ホンダカーズ宮城中央」が**「株式会社ホンダ四輪販売南・東北」**に社名変更されました。営業店名などに変更はありません。

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413

# 共済貯金

年利 1.0%

をご利用ください!

4月に新規採用された組合員の皆さま、まだ共済貯金に加入されていない組合員の皆さま、**共済貯金**をご存知ですか？

共済貯金は毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てるので、無理なく貯金ができます。

また、いつでも任意の額を預け入れることができる**臨時積立**もありますので、皆さまのスタイルに合わせた資産づくりに大変お勧めです。

利率は、**年1.0%**と一般の預金金利よりも断然お得!!

この機会に利息で差がつくお得な共済貯金をはじめませんか？

組合員限定!!  
**共済貯金** 1.0%  
年利 1.0% (年利固定)

をはじめませんか?

おすすめ1 給与天引きなので貯金ができる。

おすすめ2 市中金利よりも断然お得な年利1.0%!

おすすめ3 急な出費も大丈夫? 払戻しは月3回OK!

加入方法 防衛加入申込書(兼口座振替)を所属の共済事務担当課を通じて提出してください。

積立方法 ①定期積立: 毎月の給与から天引きして貯め入れ。②臨時積立: 給与に準拠して任意の金額で貯め入れ。③臨時積立: 自由に任意の金額で貯め入れ。1回の積立金額は、1,000円以上500円単位で、積立上限はありません。

払戻方法 毎月10日、20日、31日の3回が払戻日です。※臨時積立には対応できません。防衛加入申込書(兼口座振替)を所属の共済事務担当課を通じて提出してください。

支取方法 ①七十七銀行 ②ゆうちょ銀行 ③東北労働金庫 ④農協連合会

臨時積立 防衛加入申込書(兼口座振替)を所属の共済事務担当課を通じて提出してください。

口座振替 防衛加入申込書(兼口座振替)を所属の共済事務担当課を通じて提出してください。

利率計算 年利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に積み入れます。

払戻方法 防衛加入申込書(兼口座振替)を所属の共済事務担当課を通じて提出してください。返戻金は必ず現金で受け取り、返戻金を受け取る際は印鑑の捺印が必要です。

共済組合では、印刷物の取扱いの都合や事務処理に、印刷物の遅延を認めています。  
宮城県仙台市青葉区中央 共済組合 総務課  
〒981-0811 11726316414 <http://www.ayp.co.jp>

詳しくはこちらのチラシをご覧ください



## 共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和元年 8月	8/ 1(木)	8/ 9(金)	8/ 9(金)	8/20(火)	8/22(木)	8/30(金)
9月	9/ 2(月)	9/10(火)	9/11(水)	9/20(金)	9/19(木)	9/30(月)
10月	10/ 2(水)	10/10(木)	10/ 9(水)	10/18(金)	10/23(水)	10/31(木)

※「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

## 共済事務主管課長会議・共済事務担当者説明会開催

令和元年度の共済事務主管課長会議を5月13日に、共済事務担当者説明会を5月29日に保養所「パレス松洲」において開催しました。

主管課長会議においては、共済組合の当面する諸課題等と令和元年度の事業計画及び予算の概要についての説明等を行い、その後、本年2月に行いました健康管理者対象研修に引き続き、東北大学大学院医学系研究科地域ケアシステム看護学分野講師の津野陽子氏より、「健康経営、コラボヘルス」と題してご講演いただきました。「健康」と「生産性」を同時にマネジメントする健康経営を推進するためには、所属所と保険者（共済組合）との連携（コラボヘルス）が不可欠であり、その重要性をお話いただきました。

また、担当者説明会においては、共済組合のあらましのほか、各事業における事務手続き等について説明を行いました。終了後には、それぞれの事業ごとの相談コーナーにおいて、担当者からの相談をお受けしました。

公務ご多用の中、ご出席いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。共済制度も多岐にわたっており、制度改正等により取り巻く情勢は厳しい状況にありますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



▲津野 陽子 講師



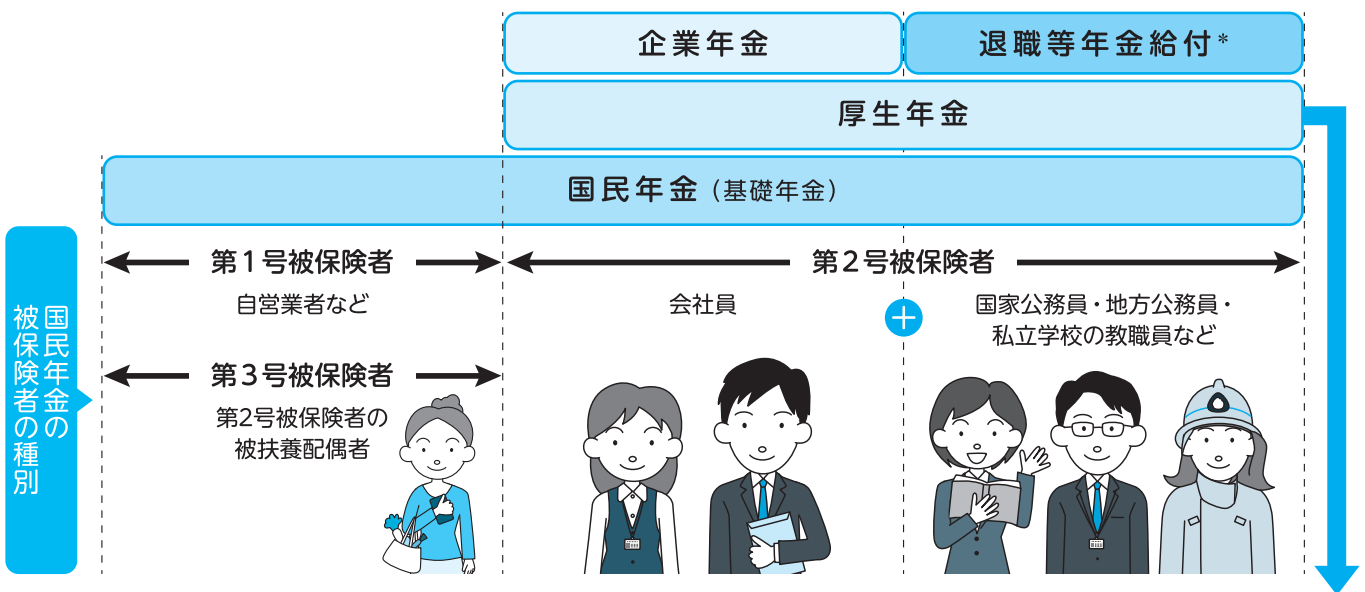
# 今現在の公的年金制度のしくみについて教えてください!

A

平成27年10月1日の被用者年金一元化により、公務員等も厚生年金に加入することになりました。これにより、現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類になりました。

「国民年金」とは、すべての国民を加入対象として、全国民共通の基礎年金として支給されるもので、「厚生年金」は、給与に比例した年金を基礎年金に上乘せするかたちで支給されます。

## 平成27年10月1日からの公的年金制度の体系



平成27年10月の被用者年金の一元化により、厚生年金の被保険者の種別が新設されました

被保険者の種別

- ① 第1号厚生年金被保険者…下記第2号～4号以外の厚生年金の被保険者
- ② 第2号厚生年金被保険者…国家公務員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者
- ③ 第3号厚生年金被保険者…地方公務員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者
- ④ 第4号厚生年金被保険者…私立学校教職員共済組合の組合員である厚生年金の被保険者

### \*退職等年金給付について

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「退職等年金給付」が創設されました。「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間がある場合に支給されますが、平成27年9月30日以前の組合員期間がある場合は、「経過的職域加算額」が加算されて支給されます。

きになる  
ワンポイント

## ねんきん定期便が届いたら、内容を確認しましょう



ねんきん定期便は、現在加入している公的年金制度と被保険者種別により、各実施機関から被保険者に送付されます。ねんきん定期便には、被保険者の公的年金の加入期間や保険料納付額、年金の見込み額等の情報が記載されていますので、お手元に届いた際は記載内容をしっかりと確認しましょう。

\*退職等年金給付に関する情報については、各共済組合から送付される給付算定基礎額残高通知書で確認することができます。





# 令和元年度退職予定者説明会開催日程

宮城県市町村職員退職手当組合との共催により「令和元年度退職予定者説明会」を、下表のとおり開催する予定です。

なお、説明会の詳細につきましては、9月頃に各所属所あてにお知らせします。

## 対象者

- 令和元年度未退職予定者
- 令和2年度中早期退職予定者

## 説明会内容

- 退職手当について
- 年金制度について
- 退職後の医療保険制度について

※講演終了後、個別相談もお受けします

開催日時	開催場所	参加対象市町村等（予定）
11月5日(火)	大河原合同庁舎 大会議室	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町、 白石市外二町組合、仙南地域広域行政事務組合、 みやぎ県南中核病院企業団
6日(水)	岩沼市役所第一会議室	名取市、岩沼市、亶理町、山元町、 亶理名取共立衛生処理組合、 亶理地区行政事務組合
7日(木)	栗原市役所講堂	栗原市
8日(金)	気仙沼市地域交流センター 2階大ホール	気仙沼市、南三陸町、 気仙沼本吉地域広域行政事務組合
11日(月)	登米市消防防災センター 大会議室	登米市
12日(火)	大崎市役所 東庁舎大会議室	大崎市、大崎地域広域行政事務組合
13日(水)	パレス松洲	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 宮城東部衛生処理組合、塩釜地区消防事務組合
14日(木)		富谷市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町、黒川地域行政事務組合、 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、 宮城県市町村自治振興センター、 加美郡保健医療福祉行政事務組合
15日(金)		石巻市、東松島市、女川町、石巻地区広域行政事務組合、 石巻地方広域水道企業団

※1 全日程とも、開始時刻を午後1時、終了時刻は午後4時を予定しております。

2 都合により日程等が変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

◎問い合わせ先 年金課 TEL 022-263-6412 保険課 TEL 022-263-6411

# 宮城県市町村職員共済組合 組合員のみなさまへ

下記の料金から宮城県市町村職員共済組合の宿泊利用助成券がご利用いただけます



## 記念日プラン

開催期間：令和2年3月25日まで  
(除外日：令和元年7月、8月、12月26日～令和2年1月3日)

### 平日：和室8畳2名1室利用の場合

1泊2食付：大人(中学生～)お一人様 12,830円

(入湯税込・税込・消費税別)

- ・記念日として村上産越後杉を使用した「むすび箸」をお一人様に1膳プレゼント。
- ・夕食時に「ポツテガ モスカート ペタロ」(スパークリングワイン)を2名様毎に1本提供いたします。
- ・早めのチェックイン(13:00)ゆっくりチェックアウト(11:00)
- ・早期予約特典！1ヶ月前のご予約で500円キャッシュバック。
- ・部屋タイプ、1室の利用人数により料金は異なります。
- ・土曜日・祝日の前日にご宿泊の際は、お一人様1,100円(税込・消費税別)増しになります。

※ご予約の際は「記念日プランで」とお伝えください。

村上駅からの送迎も承ります。ご予約の際にお申し付けください。なお、他のグループの方と同乗となる場合や時間調整のため、お待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉1丁目2番17号 TEL0254-52-5291 FAX0254-53-6751 各種プラン[<http://www.kyousai-niigata.jp/>]

## 通常宿泊料金のご案内

平日：和室8畳2名1室利用の場合

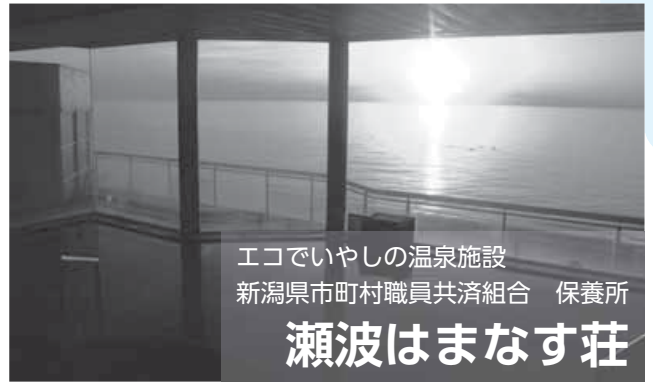
1泊2食付：大人(中学生～)お一人様 9,830円～

子供(5歳～)お一人様 6,380円～

(入湯税込(子供除く)・税込・消費税別)

※部屋タイプ、1室の利用人数により料金は異なります。

※土曜日・祝日の前日にご宿泊の際は、お一人様1,100円(税込・消費税別)増し、7/15～8/20にご宿泊の際は、お一人様2,200円(税込・消費税別)増し、12/28～1/3にご宿泊の際は、お一人様3,300円(税込・消費税別)増しになります。



エコでいよしの温泉施設  
新潟県市町村職員共済組合 保養所  
**瀬波はまなす荘**

## アクアール長岡 季節の宿泊プラン

# 特選舟盛會席プラン

※舟盛の内容は当日の仕入れにより変わります。

### 通年

長岡まつり期間  
(8/2～3)及び  
お盆期間  
(8/14～16)は除く

1泊2食付

**12,700円**

※2名様より3日前までにご予約ください。 ※土曜日・祝前日は+2,500円。  
※夏休み期間7/25～8/25は夏季料金となります。 ※写真の舟盛は4人盛の例です。



新潟県市町村職員共済組合保健施設  
厚生労働大臣認定健康増進施設  
新潟県福祉のまちづくり条例適合施設

お問合せ・ご予約はこちら

**TEL. 0258-47-5656**

〒940-2147 新潟県長岡市新隼2丁目5番地1  
(国営越後丘陵公園となり)

<http://www.aquarenagaoka.or.jp>

関越自動車道 長岡ICより車で10分



○チェックイン 15:00から

○チェックアウト10:00まで

**宿泊プランは両日とも温泉・プール  
マシジム・スタジオの利用は無料！**

※上記料金は利用助成前の料金となります。  
※マシジム・スタジオ利用は大人のみとなります。  
※お子様のプール利用は、必ず保護者同伴でお願いいたします。  
※プールご利用時は、スイミングキャップが必要です。



Studio

Machine gym



Spa

# 共済組合職員募集のご案内

宮城県市町村職員共済組合職員採用試験を下記の内容で予定しております。

この試験は、本組合事務に従事する職員の採用試験です。(全国市町村職員共済組合連合会(東京都)等の派遣及び当組合保養所「パレス松洲」の勤務を含む。)

**採用予定職種**：一般事務

**採用予定人数**：1名

**採用予定日**：令和2年4月1日

**受験資格**：平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(4年制)を卒業または令和2年3月31日までに卒業見込の者

**試験日及び**：第一次試験 令和元年9月22日(日) 東北大学川内北キャンパス

**試験会場** 第二次試験 令和元年11月上旬頃 宮城県自治会館

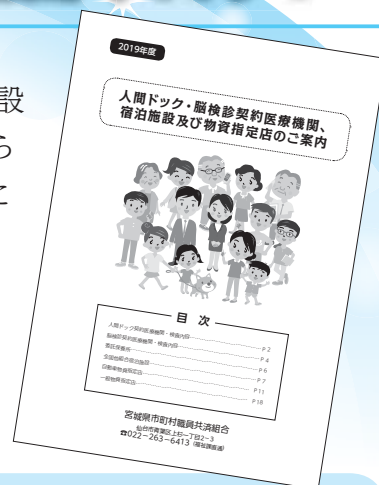
受験手続き等、詳しい内容については、共済組合ホームページに掲載しております。

## 別冊「契約施設一覧」をご活用ください

宮城共済のあゆみ4月号と一緒にお配りしました別冊の「契約施設一覧」には、組合員の皆さまがご家族と旅行される際、利用助成が受けられる「**宿泊施設**」や検診の際の「**医療機関**」、自動車などを購入する際に共済組合の物資事業を利用できる「**物資指定店**」の一覧を掲載しています。

別冊は利用助成の対象や方法などが説明されており、通年でご利用いただけるものになっております。

ぜひ、ご旅行の前や自動車の購入前などにご活用ください。



旅行計画に



検診機関・内容の確認に



自動車等の購入に

### 県内保養所の解約について

休館のため、以下の施設との委託契約を解除いたしました。

施設名	所在地	解約日
国民宿舎からくわ荘	気仙沼市唐桑町崎浜4-1	令和元年6月3日

# 令和最初の夏休み！



家族いっしょに、パレス松洲で楽しい時間を。

おとな 5,800円～ (1泊2食 松洲膳コース 平日、利用券・平日宿泊利用券利用時)

こども 1,800円～ (1泊2食 わんぱく膳コース 平日、利用券・平日宿泊利用券利用時)

宮城県市町村職員共済組合保養所

**パレス松洲**

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel.022-354-2106 Fax.022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>

